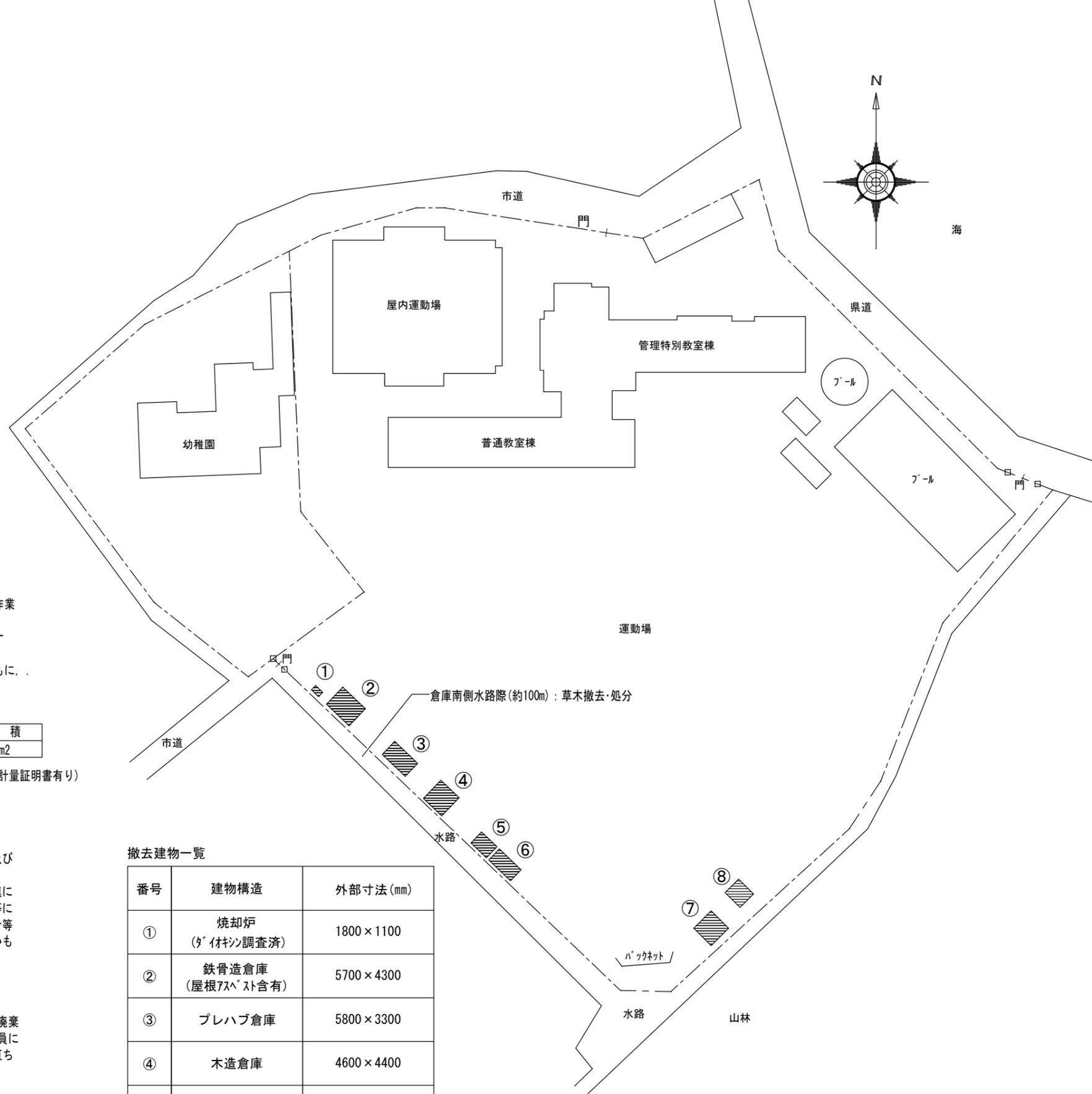


特記事項

1. 施工調査
 - ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。
 - ◎照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBIは調査を行う。
2. 工事検査及び技術検査
 - ◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。
 - ◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用（手数料等）については、請負者の負担とする。
3. 火災保険
 - ◎請負業者は、火災保険又は建設工事保険に付保するとともに、請負賠償保険にも付保すること。
 - ◎対象物
 - 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。
4. 工事用水、電力等
 - ◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)
 - ◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)
5. 足場等
 - ◎外部足場 焼却炉解体時3面設置(種類: 単管一本足場, シート仕様: 防音シート)
6. 工事車両用駐車場
 - ◎同用地は、原則工事範囲内に設けること。
 - ◎その他施設管理者と協議の上、適切な位置に設けること
7. 整地・埋戻し
 - ◎解体後振動ローラーで転圧整地のこと。
8. その他
 - ◎解体前に屋内にある備品類の確認を行うこと。
 - 備品類は原則処分とするが、調査の上疑義のあるものは監督員と協議すること。
 - ◎工程については、監督員と協議の上決定すること。
9. アスベスト含有成形板の除去
 - ◎工法
 - (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。
 - (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。
 - (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
 - (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。
 - (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。
 - ◎除去箇所一覧表

No	部 位	箇 所	建 材 種 別	面 積
1	屋根	②鉄骨造倉庫	小波スレート	30m ²
10. 焼却炉内付着物の溶出及び含有試験
 - ◎焼却炉内付着物の溶出および含有試験は実施済みであり、基準値以上の有害物質は検出されていない(計量証明書有り)
11. 発生材の処理
 - ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。
 - (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
 - (3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
 - (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。



撤去建物一覧

番号	建物構造	外部寸法(mm)
①	焼却炉 (炉内イキソ調査済)	1800×1100
②	鉄骨造倉庫 (屋根アスベスト含有)	5700×4300
③	プレハブ倉庫	5800×3300
④	木造倉庫	4600×4400
⑤	木造倉庫	3900×2800
⑥	プレハブ倉庫	5500×2800
⑦	藤棚	4500×4500
⑧	木造倉庫	3860×3500

※すべて平屋

配置図 1/800